

# 携帯電話事業者等に対するフィルタリング導入促進の新たな要請(平成19年12月10日)

資料2

昨年11月の総務大臣からの携帯電話事業者等への要請内容に加え、青少年を有害情報から守るという観点から、携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの一層の導入促進に向けた取組を、健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮しつつ、強化するよう要請。

## 昨年の要請内容

親権者への意思確認

メール・請求書同封物による働きかけ

認知率に基づき自己評価

新規契約者に対する取組

既存契約者に対する取組

取組の評価

## 今回の主な要請内容

フィルタリングの利用を原則とした形での未成年者の親権者の意思確認の実施

- ・すべての青少年(18歳未満)の既存契約者に関し、フィルタリングの利用を原則とした形で意思確認を実施
- ・青少年(18歳未満)の利用者に関し、親権者である既存契約者に対して、フィルタリング利用の意思確認を実施

利用者数について、業界として定期的に公表

※その他、周知・啓発活動(新聞広告、ロゴマーク、e-ネットキャラバンなど)について、従来の取組を強化

# 携帯電話事業者等に対するフィルタリング導入促進の 新たな要請(平成19年12月10日)の概要

## 1. 青少年におけるフィルタリングサービスの導入促進活動の強化

### (1) 新規契約者に対する取組について

- ・契約時に、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認を実施

### (2) 既存契約者に対する取組について

- ・すべての18歳未満の契約者に関し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を実施(不要の場合は親権者からの申告が必要)
- ・18歳未満の使用者に関し、既存契約者に対して、フィルタリングサービスの利用の意思確認を実施

### (3) 代理店等への指導の徹底

## 2. フィルタリングサービスの効果的な周知・啓発の実施

## 3. フィルタリングサービス利用者数を業界として定期的に公表

